

第31期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表 計算書類の個別注記表 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

K D D I 株 式 会 社

「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆さまに提供しております。
(<http://www.kddi.com/corporate/ir/stock-rating/meeting/20150617/>)

なお、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、監査報告の作成に際して監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

・連結子会社の数 147社

・主要な連結子会社の名称

沖縄セルラー電話(株)、(株)ジュビターテレコム、中部テレコミュニケーション(株)、KDDIフィナンシャルサービス(株)、Syn.ホールディングス(株)、KDDIまとめてオフィス(株)、KDDIエンジニアリング(株)、(株)KDDIエボルバ、(株)KDDI研究所、KDDIAmerica, Inc.、KDDI Europe Limited、TELEHOUSE International Corporation of America、TELEHOUSE International Corporation of Europe Ltd、北京凱迪迪愛通信技術有限公司、KDDI Summit Global Myanmar Co., Ltd.、DMX Technologies Group Limited、CDNetworks Co., Ltd.、KDDI Singapore Pte Ltd

(2) 主要な非連結子会社の名称等

・主要な非連結子会社の名称

アトラクト(株)

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

・持分法を適用した関連会社の数 31社

・主要な会社等の名称

京セラコミュニケーションシステム(株)、UQコミュニケーションズ(株)、(株)じぶん銀行、KKBOX Inc.、(株)モバオク、MOBICOM Corporation

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

・主要な会社等の名称

非連結子会社：アトラクト(株)

関連会社：Funeven Limited

・持分法を適用しない理由

小規模であり、合計の当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

(1) 連結の範囲の変更

(新規)

・株式の取得により1社増加

(株)ナターシャ

・株式の追加取得により持分が増加し、連結子会社となったため2社増加

(株)nanapi、ジュビターサテライト放送(株)

・新規設立により11社増加

KDDI SUMMIT GLOBAL SINGAPORE PTE. LTD.、KKBOX Malaysia Sdn. Bhd.、KDDI新規事業育成2号投資事業有限責任組合、KDDI Summit Global Myanmar Co., Ltd.、KDDIパリュウイネイプラー(株)、沖縄パリュウイネイプラー(株)、KDDIプリシード(株)、Syn.ホールディングス(株)、KDDI US Holding, Inc.、Total Call International, LLC、CDNetworks Singapore PTE. LTD.

(除外)

・会社清算により4社減少

KDDI Eastern Europe Ltd.、LTI Global, Inc.、Open Network Entertainment, Inc.、UBIK Japan Corporation

・吸収合併により6社減少

ジャパンケーブルネット(株)、(株)テクノロジーネットワークス、(有)ジェイコムファイナンス、(株)ジェイコム熊谷、(株)YourGolf Online、Total Call International, Inc.

・第三者割当増資等により持分が減少し、持分法適用関連会社となったため9社減少

KKBOX Inc.、KKBOX Inc.の子会社8社

(2) 持分法の適用の範囲の変更

- (新規)
- 株式の取得により3社増加
(株) データフォーシーズ、(株) ジョルテ、(株) VASILY
 - 株式の追加取得により1社増加
(株) TOLOT
 - 第三者割当増資等により持分が減少し、持分法適用関連会社となったため1社増加
KKBOX Inc.
- (除外)
- 株式の追加取得により持分が増加し、連結子会社となったため1社減少
ジュビターサテライト放送(株)
 - 持分減少により1社減少
Efun Technology Entertainment Co., Ltd.

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、北京凱迪迪愛通信技術有限公司等44社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、決算日が12月31日の連結子会社のうち、北京凱迪迪愛通信技術有限公司等21社は連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。また、その他23社は決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結に必要な調整を行っております。

上記の他に連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った会社が1社あります。

従来、連結子会社の事業年度の末日と連結決算日との間に3か月を超えない差異がある場合においては、当該連結子会社の事業年度の末日を基礎として連結計算書類を作成しておりましたが、翌連結会計年度より適用を予定しております国際財務報告基準への移行に鑑み、当連結会計年度より、北京凱迪迪愛通信技術有限公司等21社については連結決算日に仮決算を行う方法に変更しております。また、上記理由より当連結会計年度において、KDDI America, Inc 等25社は、決算日を12月31日から3月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。

なお、子会社の平成26年1月1日から平成26年3月31日までの3ヶ月分の損益については連結損益計算書を通して調整する方法を採用しており、当連結会計年度における会計期間は15ヶ月となっております。当該子会社の平成26年1月1日から平成26年3月31日までの売上高は41,883百万円、営業利益は2,774百万円、経常利益及び税引前当期純利益は2,967百万円であります。

5. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)
 - その他有価証券
 - a 時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - b 時価のないもの……主として移動平均法による原価法
- デリバティブ 時価法
- たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

(当社)

機械設備 主として定率法

機械設備を除く有形固定資産

定額法

(連結子会社) 主として定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備 9年

空中線設備、建物、構築物、市内線路設備、土木設備

10年～38年

② 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

また、顧客関連資産については8～29年、番組供給関連資産は22年で償却しております。

- ③ リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- ④ 長期前払費用 定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
 - 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② ポイント引当金
 - 将来の「au WALLET ポイントプログラム」等ポイントサービスの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌連結会計年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。
 - ③ 賞与引当金
 - 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 繰延資産の処理方法
 - 社債発行費
支出時に全額費用処理しております。
 - ② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
 - 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は「純資産の部」における「為替換算調整勘定」及び「少数株主持分」に含めております。
 - ③ 重要なヘッジ会計の方法
 - a ヘッジ会計の方法
 - 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理を採用しております。
 - b ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段 為替予約、金利スワップ
 - ヘッジ対象 外貨建金銭債務、変動金利借入金利息
 - c ヘッジ方針
 - 内規に基づき、外貨建金銭債務の為替変動リスク及び借入金金利変動リスクを回避する目的で行っております。
 - d ヘッジ有効性評価の方法
 - 為替予約取引については、当該取引とヘッジ対象に関する重要な条件等が一致しており、かつキャッシュフローが固定されているため、ヘッジの有効性評価を省略しております。
 - 金利スワップ取引については、ヘッジ対象となる金利リスクが減殺されていることをテストし、有効性の評価を行っております。
 - ④ 退職給付に係る会計処理の方法
 - 退職給付見込額の期間帰属方法
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
 - 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。
 - 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。
 - ⑤ のれんの償却方法及び償却期間
 - のれんの償却については、5年～20年間の定額法により償却を行っております。ただし、当連結会計年度に発生した少額ののれんについては、当連結会計年度の費用として処理しております。
 - ⑥ 消費税等の会計処理
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によって処理しております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。
- 6. 電気通信事業会計規則の適用について
 - 連結計算書類は会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号）に基づき、同規則及び電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）に準拠し作成しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しております。また、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に対応する単一年数の国債利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の社債利回りを基礎として決定する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が11,210百万円減少、退職給付に係る負債が1,336百万円増加し、利益剰余金が8,270百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,448百万円増加しております。なお、1株当たり情報に与える影響は該当箇所に記載しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりであります。

機械設備	156百万円
市内線路設備	82百万円
土木設備	14百万円
海底線設備	0百万円
建物	112百万円
その他の有形固定資産	11百万円
投資有価証券	664百万円
関係会社株式(注)	767百万円
その他の投資及びその他の資産	122百万円
有価証券	320百万円
計	2,251百万円
(内、外貨建資産)	(US\$9百万)
上記に対応する債務	
長期借入金(注)	21,327百万円
1年以内に期限到来の固定負債	187百万円
短期借入金	2,912百万円
計	24,427百万円
(内、外貨建債務)	(US\$24百万)

(注) 持分法適用関連会社である鹿児島メガソーラー発電(株)の当連結会計年度における金融機関借入金20,869百万円に対して、同社株式を担保に供しております。

また、電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律附則第4条の規定により、総財産を社債の一般担保に供しております。

社債	20,000百万円
資金決済に関する法律第14条第1項に基づく発行保証金として供託している資産は次のとおりであります。	
投資有価証券	3,003百万円

2. 偶発債務

(1) 借入金に対する保証	57,400百万円
(2) ケーブルシステム供給契約に対する偶発債務	6,008百万円

3. 固定資産の圧縮記帳額

工事負担金等による圧縮記帳累計額	21,255百万円
------------------	-----------

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	896,963,600	—	—	896,963,600
合計	896,963,600	—	—	896,963,600
自己株式				
普通株式	61,984,948	46	—	61,984,994
合計	61,984,948	46	—	61,984,994

(変動事由の概要)

1. 普通株式の自己株式数の増加46株は、単元未満株式の買取り46株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月18日 定時株主総会	普通株式	58,448	70	平成26年3月31日	平成26年6月19日
平成26年10月31日 取締役会	普通株式	66,798	80	平成26年9月30日	平成26年12月3日
計		125,246			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年6月17日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 75,148百万円
- ② 1株当たり配当額 90円
- ③ 基準日 平成27年3月31日
- ④ 効力発生日 平成27年6月18日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電気通信事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余剰は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な必要資金は銀行借入により手当てしております。デリバティブ取引は、実需に伴う取引に限定して実施することを原則とし、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社グループでは、各社が毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

また、外貨建ての営業債務については、通貨別に債権・債務残高を認識し、為替の変動リスクに晒されると判断される債務に対応するため、為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資及び投融資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されますが、長期借入を変動金利で実施し、その支払金利の変動リスクを回避して支払利息の固定化を図る場合には、ヘッジの有効性の評価において金利スワップ取引の特例処理の要件を満たしていることを前提に、個別契約ごとに金利スワップ取引をヘッジ手段として利用することを原則としております。

取引に係る市場リスクでは当社グループのデリバティブ取引は、連結貸借対照表上の資産及び負債の有するリスク回避を目的としておりますが、金利取引には金利変動のリスクが存在しております。

また、信用リスクでは当社グループのデリバティブ取引の相手先は、信用度の高い金融機関である為、相手方の契約不履行による信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

デリバティブ取引は、各社の社内規定及びこれに付随して細目を定める各規定に基づき、財務・経理担当部門が、当該案件毎に権限規定に定める決裁権者による稟議決裁を受け、格付の高い金融機関との間でのみ行うこととしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2参照）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	264,240	264,240	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金（※1）	1,173,433 △22,436		
	1,150,997	1,150,997	—
(3) 未収入金	81,126	81,126	—
(4) 有価証券	20,320	20,320	—
(5) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,003	3,163	160
その他有価証券	24,699	24,699	—
(6) 関係会社株式	5,282	7,897	2,614
(7) 関係会社長期貸付金	95,300	95,443	143
資産計	1,644,969	1,647,888	2,918
(8) 支払手形及び買掛金	101,739	101,739	—
(9) 短期借入金	3,140	3,140	—
(10) 未払金	409,109	409,109	—
(11) 未払費用	30,417	30,417	—
(12) 未払法人税等	164,331	164,331	—
(13) 社債（※2）	234,999	244,318	9,318
(14) 長期借入金（※2）	702,687	704,501	1,813
負債計	1,646,424	1,657,556	11,131
デリバティブ取引（※3）	841	841	—

※1. 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

※2. 1年以内に期限到来の固定負債に含まれている社債及び長期借入金を含めております。

※3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金、(4) 有価証券

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(5) 投資有価証券、(6) 関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(7) 関係会社長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

負 債

(8) 支払手形及び買掛金、(9) 短期借入金、(10) 未払金、(11) 未払費用、(12) 未払法人税等

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(13) 社債、(14) 長期借入金

社債の時価については、市場価格を基に算定する方法によっております。長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
投資有価証券 非上場株式等	22,891
関係会社株式 非上場株式	55,878
関係会社出資金	292

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,201円86銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 170円84銭 |

- (注) 1. 当社は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度1株当たり純資産額が2.94円減少、当連結会計年度1株当たり当期純利益が0.36円増加しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(株式の分割について)

平成27年1月30日開催の取締役会において、次のとおり株式の分割を行うことを決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を目的とするものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成27年3月31日（火）を基準日として、同日最終の株主名簿に記録されている株主の所有する普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

- | | |
|-------------------|----------------|
| ① 株式の分割前の発行済株式総数 | 896,963,600株 |
| ② 株式の分割により増加する株式数 | 1,793,927,200株 |
| ③ 株式の分割後の発行済株式総数 | 2,690,890,800株 |
| ④ 株式の分割後の発行可能株式総数 | 4,200,000,000株 |

(3) 分割の日程

- | | |
|----------|---------------|
| ① 基準日公告日 | 平成27年3月16日（月） |
| ② 基準日 | 平成27年3月31日（火） |
| ③ 効力発生日 | 平成27年4月1日（水） |

3. その他

(1) 資本金の金額の変更

今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

(2) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

(公益財団法人KDDI財団の社会貢献活動支援を目的とした第三者割当による自己株式処分について)

当社は、平成27年4月14日開催の取締役会において、公益財団法人KDDI財団（以下、「KDDI財団」）の社会貢献活動を支援する目的で、自己株式の処分を決議しました。なお、本自己株式の処分に関しましては、平成27年6月17日に開催予定の定時株主総会の承認を条件として実施するものとします。

1. KDDI財団について

KDDI財団は、わが国の内外において情報通信の恩恵を広く社会に還元するとともに、情報通信による世界の調和ある健全な発展に寄与することを理念とし、公益目的事業を展開することにより国際社会の持続的発展に寄与していくことを使命としています。

2. 自己株式の処分について

処分要領

① 処分株式数	普通株式 1,125,000株
② 処分価額	1株につき1円
③ 資金調達額	1,125,000円
④ 募集又は処分方法	第三者割当による処分
⑤ 処分先（予定）	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
⑥ 処分期日	未定
⑦ その他	本自己株式の処分については、平成27年6月17日に開催予定の定時株主総会において有利発行に係る特別決議を経ることを条件とします。処分に関する期日その他の事項は、当該株主総会後における取締役会において決議します。

3. 処分の目的及び理由

当社は、持続的に世界中の人々が豊かで幸せな生活を送れる、笑顔あふれる社会の実現に貢献すべく、国内外において自社の技術や人材を活かした社会貢献活動を推進してまいりました。

KDDI財団は、「情報通信による世界の調和ある健全な発展への寄与」を理念として、「助成事業」「国際協力事業」「ICT普及事業」等の公益目的事業を実施しており、これら事業を安定的かつ継続的に行うことで、当社の目指す、笑顔あふれる社会の実現に結びつけられるものと考えております。

KDDI財団の社会貢献活動を支援するため、当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者、日本マスタートラスト信託銀行株式会社を共同受託者、KDDI財団を受益者とする他益信託（以下、「本信託」）を設定し、本信託は、当社株式を取得します。本信託は、当社株式の配当等による信託収益をKDDI財団に交付し、KDDI財団は当該信託収益を活動原資に加え、今後事業を実施します。

本自己株式の処分は、KDDI財団の社会貢献活動の原資を拠出するために設定される本信託に対し行うものです。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	1,125,000円
② 発行諸費用の概算額	0円
③ 差引手取概算額	1,125,000円

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額については本スキームの構築に必要な弁護士費用等の諸費用への充当を予定しております。

(役員に対する株式報酬制度の導入について)

当社は、平成27年4月14日開催の取締役会において、取締役ならびに当社と委任契約を締結している執行役員・理事（海外居住者、社外取締役、非常勤取締役を除く。）（以下、「取締役等」）を対象とした、新しい株式報酬制度（以下、「本制度」）の導入について決議しました。なお、本制度については、後日開催する取締役会において株主総会付議案として決議した上で、平成27年6月17日に開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議する予定です。

1. 本制度導入の目的

- (1) 当社は、取締役等の報酬と業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上および企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度の導入を検討しています。
- (2) 取締役等に対する本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下、「BIP信託」）と称される仕組みを採用します。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、BIP信託が取得した当社株式を役位や業績目標の達成度等に応じて取締役等に交付するものです。
※BIP信託®は、三菱UFJ信託銀行株式会社の登録商標です。

2. 本制度導入の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、平成28年3月末日で終了する連結会計年度から平成30年3月末日で終了する連結会計年度までの3年間（以下、「対象期間」）を対象として、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式を信託を通じて取得し、業績目標の達成度および役位等に応じて、取締役等が退任する際に、当社株式を役員報酬として交付する株式報酬制度です。

(2) 制度導入に係る本株主総会承認決議

本株主総会において、本信託に拠出する金額および本信託が取得する株式数の上限その他必要な事項を決議します。

(3) 本制度の対象者

取締役等は、取締役等の退任後に受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続きを経て、退任時に定められるポイント数に応じた当社株式について、本信託から交付を受けることができます。

(4) 信託期間

平成27年9月1日（予定）から平成30年8月31日（予定）までの約3年間とします。但し、当該期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイント数の付与は行われませんが、当該取締役等が退任し、当該取締役等に対する当社株式の交付が完了するまで、最長で15年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

なお、3年後の定時株主総会において、本信託の継続に関する議案が付議され承認された場合には、当該総会決議で承認を得た範囲内で対象期間および信託期間が延長され、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイント数の付与を継続することがあります。

(5) 取締役等に交付される株式数

取締役等には、対象期間中毎年3月末日で終了する連結会計年度における業績目標の達成度および役位等に応じて、当社株式が交付されます。

(6) 本信託に拠出される信託金合計額および本信託における取得株式の合計株数

信託期間内に本信託に拠出される信託金の合計額および本信託における取得株式の合計株数は、本株主総会決議において承認されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

本信託に拠出する信託金の合計上限額 1,396百万円（※）

※信託期間内の本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。

本信託における取得株式の合計上限株数 600,000株

本信託に拠出する信託金の合計上限額は、現在の当社の取締役等の「定額報酬」および「業績連動賞与」等を考慮し、信託報酬・信託費用を加算して算出しています。

取得株式の合計上限株数は、上記の信託金の合計上限額を踏まえて、現時点での株価等を参考に設定されています。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(6)の取得株式数および株式取得資金の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または株式市場からの取得を予定しています。取得方法の詳細については、本株主総会決議後に改めて当社で決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各取締役等のポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、上記(6)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

(8) 取締役等に対する株式の交付の方法・時期

当社の取締役等が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時におけるポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から交付を受けることができます。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（上記(5)により当社の取締役等に交付される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式についての剰余金配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、当社および当社役員と利害関係のない団体への寄付または取締役等に対して給付するものとします。

(11) 信託期間終了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達等により、信託期間終了時に残余株式（信託期間終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある取締役等に対して、その退任時に交付することが予定される株式を除く。）が生じた場合は、株主還元策として、信託期間終了時または上記(4)の信託期間の延長時には延長期間の終了時に、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、取締役会決議により消却することを予定しています。

(管理職に対するインセンティブプラン（株式付与制度）の導入について)

当社は、平成27年4月14日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、管理職向けのインセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」（以下、「E S O P信託」）の導入を決議しました。なお、本信託の設定時期、期間、株式の取得時期、取得株式の総額等の詳細については、別途、決定します。

1. E S O P信託導入の目的

当社管理職の当社の業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、E S O P信託を導入します。

2. E S O P信託の概要

E S O P信託とは、米国のE S O P（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランであり、E S O P信託により取得した当社株式を業績目標の達成度および役位等に応じて従業員に交付するものです。

当社が、当社管理職のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。E S O P信託は予め定める株式交付規程に基づき当社管理職に交付すると見込まれる数の当社株式を取得します。その後、E S O P信託は株式交付規程に従い、管理職の業績目標の達成度および役位等に応じた当社株式を、信託期間終了時に管理職へ交付します。E S O P信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、管理職の負担はありません。

E S O P信託の導入により、管理職の中長期的な視野での業績貢献を意識した業務遂行を促し、管理職の勤労意欲を高める効果が期待できます。なお、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権は、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

(その他の注記)

(連結損益計算書関係)

1. 固定資産売却益 224百万円
固定資産売却益は、市外線路設備の売却益138百万円、土地等の売却に伴う不動産売却益81百万円、その他の設備等の売却益4百万円であります。
2. 固定資産売却損 497百万円
固定資産売却損は、施設設置利用権の売却損419百万円、その他の設備等の売却損78百万円であります。
3. 固定資産除却損 12,159百万円
固定資産除却損は、モバイルSNS※サービス協業終了に伴う除却費8,626百万円、メタルプラス電話サービス等設備の撤去に係る設備撤去費2,853百万円、その他680百万円であります。
※ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。
4. 減損損失 42,116百万円
当連結会計年度において、当社グループは主として以下の資産及び資産グループについて減損損失を計上しております。

当社グループは、減損損失の算定にあたって、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
2 GHz帯遊休資産 (東京他)	電気通信事業用	機械設備、空中線設備	5,774

当連結会計年度において、移動通信サービス競争力強化の一環である2 GHz帯におけるLTE広帯域化に伴い稼働状態となった設備の転用計画を策定しました。この結果、転用しないこととなった設備については、将来使用見込みの無い遊休資産に該当することから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額5,774百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、機械設備4,550百万円、空中線設備1,224百万円です。

なお、当資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額については、他への転用が困難なため0円としております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
通信設備、遊休資産等 (東京他)	主として電気通信事業用	機械設備、市内線路設備等	32,556

当連結会計年度において、通信設備の一部を含む稼働率が低下している資産及び遊休資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失32,556百万円として特別損失に計上しております。その内訳は、機械設備23,363百万円、市内線路設備5,495百万円、その他3,696百万円です。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。時価の算定は売却見込額等によっており、売却や他への転用が困難な資産は0円としております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
固定通信事業における 一部のサービス (東京他)	電気通信事業用	機械設備等	3,468

当連結会計年度において、固定通信事業における一部のサービスについては、市場環境の変化等により将来の投資額の回収が見込めなくなったため、当資産から生み出すキャッシュ・フローの収支管理体制を整備し、収支の把握が実現可能となりました。これにより、独立した資産グループに区分変更しました。これらの資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失3,468百万円として特別損失に計上しております。その内訳は、機械設備2,839百万円、その他629百万円です。

なお、当資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.38%で割引いて算定しております。

また、一部の子会社においても減損損失316百万円を計上しております。その内訳は、ソフトウェア116百万円、機械設備65百万円、その他133百万円であります。

5. 海外子会社事業損失

当社連結子会社のDMX Technologies Group Limited (以下、DMX)において、平成27年2月3日にCEO (Executive Director and Chief Executive Officer)、及びCFO (Chief Financial Officer) が香港警察当局により現地法令違反の疑いで逮捕されました。DMXでは逮捕の事実を受け、当該CEO、CFOに代わり、新たにCEO及びCFOを任命して、調査委員会等を設置し、現在も当該事象の事実関係及び原因の究明に努めております。

当該調査の過程で、新たにDMXと特定の一部得意先・仕入先との取引に関連した「その他の投資及びその他の資産」(得意先への売上債権)、「貯蔵品」、「附帯事業有形固定資産」及び「附帯事業無形固定資産」について、その資産性に疑義が生じていることが判明したことから、当該資産について、当連結会計年度末において将来見込まれる損失額を海外子会社事業損失として特別損失に計上しております。

これにより、税金等調整前当期純利益が33,798百万円減少しております。

なお、海外子会社事業損失の内訳は以下のとおりです。

貸倒引当金繰入額	30,900百万円
棚卸資産評価損	1,446
固定資産除却損	1,452
合 計	33,798百万円

6. 過年度法人税等

(電気通信事業用鉄塔等の減価償却超過額等に対する更正処分)

当社は平成26年6月25日、東京国税局より平成21年3月期から平成25年3月期までの5事業年度につき、電気通信事業用鉄塔等の耐用年数相違による減価償却超過額等に対する更正通知を受領いたしました。

当社はこの更正処分を不服として、平成26年12月10日、国税不服審判所に対して審査請求を行いました。当更正通知による追徴税額は、法人税、住民税及び事業税とその附帯税を含め、6,873百万円となり、連結損益計算書において「過年度法人税等」として計上しております。

なお、上記の減価償却超過額に対して、法人税等調整額△5,650百万円を計上しております。

(注) 連結計算書類に掲記されている科目、その他の事項の金額は、百万円未満の金額を切り捨てて記載しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

其他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

機械設備

主として定率法

機械設備を除く有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備

9年

空中線設備、建物、市内線路設備、土木設備、構築物

10年～38年

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

ポイント引当金

将来の「au WALLET ポイントプログラム」等ポイントサービスの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

完成工事補償引当金

引渡しを完了した海底ケーブル建設工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、保証期間の無償補償見積額に基づき計上しております。

賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

役員賞与引当金

役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によって処理しております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しております。また、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に対応する単一年度の国債利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の社債利回りを基礎として決定する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首において、退職給付引当金が6,762百万円増加、前払年金費用が8,124百万円減少し、繰越利益剰余金が9,587百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,306百万円増加しております。なお、1株当たり情報に与える影響は該当箇所に記載しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

(1) 担保に供している資産は次のとおりであります。

関係会社株式 767百万円

(注) 持分法適用関連会社である鹿児島メガソーラー発電株式会社金融機関借入に対して、同社株式を担保に供しております。

(2) 電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律附則第4条の規定により、総財産を社債の一般担保に供しております。

社債 20,000百万円

2. 偶発債務

(1) 借入金等に対する保証 57,452百万円

(2) 事業所等賃貸契約に対する保証 7,357百万円

(3) ケーブルシステム供給契約に対する偶発債務 6,008百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権 132,092百万円

短期金銭債権 82,504百万円

長期金銭債務 411百万円

短期金銭債務 143,513百万円

4. 固定資産の圧縮記帳額

工事負担金等による圧縮記帳累計額 15,886百万円

5. 貸出極度額の総額及び貸出実行残高

当社は、グループ内の効率的な資金調達及び運用を行うため、関係会社との間で資金支援及び余資預りを行っております。当該業務における貸出極度額の総額及び貸出実行残高は次のとおりであります。

貸出極度額の総額 176,565百万円

貸出実行残高 27,253百万円

未実行残高 149,312百万円

なお、上記業務は、関係会社の財政状態と資金繰りを勘案し実行しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

関係会社に対する営業収益 166,108百万円

関係会社に対する営業費用 305,537百万円

関係会社に対する営業取引以外の取引高 12,494百万円

2. 固定資産売却益

222百万円

固定資産売却益は、市外線路設備の売却益138百万円、土地等の売却に伴う不動産売却益81百万円、その他の設備等の売却益2百万円であります。

3. 固定資産売却損

421百万円

固定資産売却損は、施設設置利用権の売却損419百万円、その他の設備等の売却損1百万円であります。

4. 固定資産除却損

11,792百万円

固定資産除却損は、モバイルSNS(※)サービス協業終了に伴う除却費8,626百万円、メタルプラス電話サービス等設備の撤去に係る設備撤去費2,853百万円、その他312百万円であります。

※ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略

5. 減損損失

41,799百万円

当事業年度において、当社は主として以下の資産及び資産グループについて減損損失を計上しております。

当社は、減損損失の算定にあたって、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
2GHz帯遊休資産 (東京他)	電気通信事業用	機械設備、空中線設備	5,774

当事業年度において、移動通信サービス競争力強化の一環である2GHz帯におけるLTE広帯域化に伴い不稼働状態となった設備の転用計画を策定しました。この結果、転用しないこととなった設備については、将来使用見込みの無い遊休資産に該当することから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額5,774百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、機械設備4,550百万円、空中線設備1,224百万円であります。

なお、当資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額については、他への転用が困難なため0円としております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
通信設備、遊休資産等 (東京他)	主として電気通信事業用	機械設備、市内線路設備等	32,556

当事業年度において、通信設備の一部を含む稼働率が低下している資産及び遊休資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失32,556百万円として特別損失に計上しております。その内訳は、機械設備23,363百万円、市内線路設備5,495百万円、その他3,696百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。時価の算定は売却見込額等によっており、売却や他への転用が困難な資産は0円としております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
固定通信事業における 一部のサービス(東京他)	電気通信事業用	機械設備等	3,468

当事業年度において、固定通信事業における一部のサービスについては、市場環境の変化等により将来の投資額の回収が見込めなくなったため、当資産から生み出すキャッシュ・フローの収支管理体制を整備し、収支の把握が実現可能となりました。これにより、独立した資産グループに区分変更しました。これらの資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失3,468百万円として特別損失に計上しております。その内訳は、機械設備2,839百万円、その他629百万円であります。

なお、当資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.38%で割り引いて算定しております。

6. 過年度法人税等

(電気通信事業用鉄塔等の減価償却超過額等に対する更正処分)

当社は平成26年6月25日、東京国税局より平成21年3月期から平成25年3月期までの5事業年度につき、電気通信事業用鉄塔等の耐用年数相違による減価償却超過額等に対する更正通知を受領いたしました。

当社はこの更正処分を不服として、平成26年12月10日、国税不服審判所に対して審査請求を行いました。

当更正通知による追徴税額は、法人税、住民税及び事業税とその附帯税を含め、6,873百万円となり、損益計算書において「過年度法人税等」として計上しております。

なお、上記の減価償却超過額に対して、法人税等調整額△5,650百万円を計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	896,963,600	—	—	896,963,600
合計	896,963,600	—	—	896,963,600
自己株式				
普通株式	61,984,948	46	—	61,984,994
合計	61,984,948	46	—	61,984,994

(変動事由の概要)

1. 普通株式の自己株式数の増加46株は、単元未満株式の買取り46株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月18日 定時株主総会	普通株式	58,448	70	平成26年3月31日	平成26年6月19日
平成26年10月31日 取締役会	普通株式	66,798	80	平成26年9月30日	平成26年12月3日
計		125,246			

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年6月17日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 75,148百万円
- ② 1株当たり配当額 90円
- ③ 基準日 平成27年3月31日
- ④ 効力発生日 平成27年6月18日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	退職給付引当金	5,079
	賞与引当金	6,816
	貸倒引当金繰入超過額等	11,263
	ポイント引当額	21,880
	未払費用否認額	5,556
	減価償却費超過額	23,407
	固定資産除却損否認額	3,047
	棚卸資産評価損否認額	2,711
	未払事業税	9,802
	減損損失否認額	41,041
	前受金否認額	9,471
	投資有価証券評価損	174
	関係会社株式評価損	11,690
	その他	836
繰延税金資産小計	152,778	
評価性引当額	△10,144	
繰延税金資産合計	142,634	
繰延税金負債	特別償却準備金	△1,105
	其他有価証券評価差額金	△8,529
	企業結合における交換利益	△1,535
	その他	△471
	繰延税金負債合計	△11,641
繰延税金資産の純額	130,993	

(追加情報)

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の35.6%から33.0%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は12,921百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に電気通信事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な必要資金は銀行借入により手当てしております。デリバティブ取引は、実需に伴う取引に限定して実施することを原則とし、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社では、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資及び投融資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されますが、長期借入を変動金利で実施し、その支払金利の変動リスクを回避して支払利息の固定化を図る場合には、ヘッジの有効性の評価において金利スワップ取引の特例処理の要件を満たしていることを前提に、個別契約ごとに金利スワップ取引をヘッジ手段として利用することを原則としております。

取引に係る市場リスクでは当社のデリバティブ取引は、貸借対照表上の資産及び負債の有するリスク回避を目的としておりますが、金利取引には金利変動のリスクが存在しております。

また、信用リスクでは当社のデリバティブ取引の相手先は、信用度の高い金融機関である為、相手方の契約不履行による信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

デリバティブ取引は、社内規定及びこれに付随して細目を定める各規定に基づき、財務・経理担当部門が、当該案件毎に権限規定に定める決裁権者による稟議決裁を受け、格付の高い金融機関との間のみ行うこととしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注）2参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	60,101	60,101	—
(2) 売掛金	1,097,540		
貸倒引当金（※1）	△19,903		
	1,077,637	1,077,637	—
(3) 未収入金	48,197	48,197	—
(4) 有価証券	20,000	20,000	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	24,163	24,163	—
(6) 関係会社短期貸付金（※2）	27,253	27,253	—
(7) 関係会社株式	657	50,575	49,917
(8) 関係会社長期貸付金（※3）	149,398	149,650	252
資産計	1,407,408	1,457,578	50,170
(9) 買掛金	70,034	70,034	—
(10) 短期借入金	98,539	98,539	—
(11) 未払金	306,595	306,595	—
(12) 未払費用	6,618	6,618	—
(13) 未払法人税等	128,076	128,076	—
(14) 預り金	11,520	11,520	—
(15) 社債（※4）	234,999	244,318	9,318
(16) 長期借入金（※4）	348,790	349,772	982
負債計	1,205,174	1,215,475	10,301

※1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

※2. 1年以内に期限の到来する流動資産に含まれている関係会社長期貸付金を除いております。

※3. 1年以内に期限の到来する流動資産に含まれている関係会社長期貸付金を含めております。

※4. 1年以内に期限到来の固定負債に含まれている社債及び長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金、(4) 有価証券、(6) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(5) 投資有価証券、(7) 関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(8) 関係会社長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) 買掛金、(10) 短期借入金、(11) 未払金、(12) 未払費用、(13) 未払法人税等、(14) 預り金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(15) 社債、(16) 長期借入金

社債時価については、市場価格を基に算定する方法によっております。長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券 非上場株式	16,634
関係会社株式 非上場株式等 (※)	622,777
関係会社出資金	11,628

これらについては、市場価格等がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

※平成27年3月31日現在、シンガポール証券取引所において売買取引停止となっているDMX Technologies Group Limited株式を含めております。

(持分法損益に関する注記)

関連会社に対する投資の金額	61,835百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	61,453百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	5,801百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関連会社	UQコミュニケーションズ株式会社	東京都港区	71,425	ワイヤレスブロードバンドサービス	所有 直接32.3%	借入金の債務保証 役員の兼任	資金の貸付(注1)	94,270	関係会社長期貸付金	95,300
									関係会社短期貸付金	11,153
							利息の受取	156	未収入金	98
							債務保証(注2) 保証料の受取	57,400	—	—
							199	未収入金	28	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、資金需要の性格に合わせて期間設定し、貸付利率は市場金利を勘案して貸付期間に対応する利率を合理的に決定しております。なお、グループ内の効率的な資金運営を目的として行っているため、担保の提供等は受けておりません。

(注2) 金融機関借入に対する債務保証であり、取引金額は期末時点の保証残高であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,179円38銭
2. 1株当たり当期純利益	160円99銭

(注) 1. 当社は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度1株当たり純資産額が3.49円減少、当事業年度1株当たり当期純利益が0.34円増加しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(株式の分割について)

平成27年1月30日開催の取締役会において、次のとおり株式の分割を行うことを決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を目的とするものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成27年3月31日(火)を基準日として、同日最終の株主名簿に記録されている株主の所有する普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式の分割前の発行済株式総数	896,963,600株
② 株式の分割により増加する株式数	1,793,927,200株
③ 株式の分割後の発行済株式総数	2,690,890,800株
④ 株式の分割後の発行可能株式総数	4,200,000,000株

(3) 分割の日程

① 基準日公告日	平成27年3月16日(月)
② 基準日	平成27年3月31日(火)
③ 効力発生日	平成27年4月1日(水)

3. その他

(1) 資本金の金額の変更

今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

(2) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

(公益財団法人KDDI財団の社会貢献活動支援を目的とした第三者割当による自己株式処分について)

当社は、平成27年4月14日開催の取締役会において、公益財団法人KDDI財団（以下、「KDDI財団」）の社会貢献活動を支援する目的で、自己株式の処分を決議しました。なお、本自己株式の処分に関しましては、平成27年6月17日に開催予定の定時株主総会の承認を条件として実施するものとします。

1. KDDI財団について

KDDI財団は、わが国の内外において情報通信の恩恵を広く社会に還元するとともに、情報通信による世界の調和ある健全な発展に寄与することを理念とし、公益目的事業を展開することにより国際社会の持続的発展に寄与していくことを使命としています。

2. 自己株式の処分について

処分要領

① 処分株式数	普通株式 1,125,000株
② 処分価額	1株につき1円
③ 資金調達の額	1,125,000円
④ 募集又は処分方法	第三者割当による処分
⑤ 処分先（予定）	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
⑥ 処分期日	未定
⑦ その他	本自己株式の処分については、平成27年6月17日に開催予定の定時株主総会において有利発行に係る特別決議を経ることを条件とします。処分に関する期日その他の事項は、当該株主総会後における取締役会において決議します。

3. 処分の目的及び理由

当社は、持続的に世界中の人々が豊かで幸せな生活を送れる、笑顔あふれる社会の実現に貢献すべく、国内外において自社の技術や人材を活かした社会貢献活動を推進してまいりました。

KDDI財団は、「情報通信による世界の調和ある健全な発展への寄与」を理念として、「助成事業」「国際協力事業」「ICT普及事業」等の公益目的事業を実施しており、これら事業を安定的かつ継続的に行うことで、当社の目指す、笑顔あふれる社会の実現に結びつけられるものと考えております。

KDDI財団の社会貢献活動を支援するため、当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者、日本マスタートラスト信託銀行株式会社を共同受託者、KDDI財団を受益者とする他益信託（以下、「本信託」）を設定し、本信託は、当社株式を取得します。本信託は、当社株式の配当等による信託収益をKDDI財団に交付し、KDDI財団は当該信託収益を活動原資に加え、今後事業を実施します。

本自己株式の処分は、KDDI財団の社会貢献活動の原資を拠出するために設定される本信託に対し行うものです。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	1,125,000円
② 発行諸費用の概算額	0円
③ 差引手取概算額	1,125,000円

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額については本スキームの構築に必要な弁護士費用等の諸費用への充当を予定しております。

(役員に対する株式報酬制度の導入について)

当社は、平成27年4月14日開催の取締役会において、取締役ならびに当社と委任契約を締結している執行役員・理事（海外居住者、社外取締役、非常勤取締役を除く。）（以下、「取締役等」）を対象とした、新しい株式報酬制度（以下、「本制度」）の導入について決議しました。なお、本制度については、後日開催する取締役会において株主総会付議案として決議した上で、平成27年6月17日に開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議する予定です。

1. 本制度導入の目的

- (1) 当社は、取締役等の報酬と業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上および企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度の導入を検討しています。
- (2) 取締役等に対する本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下、「BIP信託」）と称される仕組みを採用します。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、BIP信託が取得した当社株式を役位や業績目標の達成度等に応じて取締役等に交付するものです。
※BIP信託は、三菱UFJ信託銀行株式会社の登録商標です。

2. 本制度導入の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、平成28年3月末日で終了する事業年度から平成30年3月末日で終了する事業年度までの3年間（以下、「対象期間」）を対象として、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式を信託を通じて取得し、業績目標の達成度および役位等に応じて、取締役等が退任する際に、当社株式を役員報酬として交付する株式報酬制度です。

(2) 制度導入に係る本株主総会承認決議

本株主総会において、本信託に拠出する金額および本信託が取得する株式数の上限その他必要な事項を決議します。

(3) 本制度の対象者

取締役等は、取締役等の退任後に受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続きを経て、退任時に定められるポイント数に応じた当社株式について、本信託から交付を受けることができます。

(4) 信託期間

平成27年9月1日（予定）から平成30年8月31日（予定）までの約3年間とします。但し、当該期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイント数の付与は行われませんが、当該取締役等が退任し、当該取締役等に対する当社株式の交付が完了するまで、最長で15年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

なお、3年後の定時株主総会において、本信託の継続に関する議案が付議され承認された場合には、当該総会決議で承認を得た範囲内で対象期間および信託期間が延長され、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイント数の付与を継続することがあります。

(5) 取締役等に交付される株式数

取締役等には、対象期間中毎年3月末日で終了する事業年度における業績目標の達成度および役位等に応じて、当社株式が交付されます。

(6) 本信託に拠出される信託金合計額および本信託における取得株式の合計株数

信託期間内に本信託に拠出される信託金の合計額および本信託における取得株式の合計株数は、本株主総会決議において承認されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

本信託に拠出する信託金の合計上限額 1,396百万円（※）

※信託期間内の本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。

本信託における取得株式の合計上限株数 600,000株

本信託に拠出する信託金の合計上限額は、現在の当社の取締役等の「定額報酬」および「業績連動賞与」等を考慮し、信託報酬・信託費用を加算して算出しています。

取得株式の合計上限株数は、上記の信託金の合計上限額を踏まえて、現時点での株価等を参考に設定されています。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(6)の取得株式数および株式取得資金の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または株式市場からの取得を予定しています。取得方法の詳細については、本株主総会決議後に改めて当社で決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各取締役等のポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、上記(6)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

(8) 取締役等に対する株式の交付の方法・時期

当社の取締役等が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時におけるポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から交付を受けることができます。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（上記(5)により当社の取締役等に交付される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式についての剰余金配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、当社および当社役員と利害関係のない団体への寄付または取締役等に対して給付するものとします。

(11) 信託期間終了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達等により、信託期間終了時に残余株式（信託期間終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある取締役等に対して、その退任時に交付することが予定される株式を除く。）が生じた場合は、株主還元策として、信託期間終了時または上記(4)の信託期間の延長時には延長期間の終了時に、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、取締役会決議により消却することを予定しています。

(管理職に対するインセンティブプラン（株式付与制度）の導入について)

当社は、平成27年4月14日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、管理職向けのインセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」（以下、「E S O P信託」）の導入を決議しました。なお、本信託の設定時期、期間、株式の取得時期、取得株式の総額等の詳細については、別途、決定します。

1. E S O P信託導入の目的

当社管理職の当社の業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、E S O P信託を導入します。

2. E S O P信託の概要

E S O P信託とは、米国のE S O P（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランであり、E S O P信託により取得した当社株式を業績目標の達成度および役位等に応じて従業員に交付するものです。

当社が、当社管理職のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。E S O P信託は予め定める株式交付規程に基づき当社管理職に交付すると見込まれる数の当社株式を取得します。その後、E S O P信託は株式交付規程に従い、管理職の業績目標の達成度および役位等に応じた当社株式を、信託期間終了時に管理職へ交付します。E S O P信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、管理職の負担はありません。

E S O P信託の導入により、管理職の中長期的な視野での業績貢献を意識した業務遂行を促し、管理職の勤労意欲を高める効果が期待できます。

なお、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権は、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制の適用会社であります。

(注) 計算書類に掲記されている科目、その他の事項の金額は、百万円未満の金額を切り捨てて記載しております。